

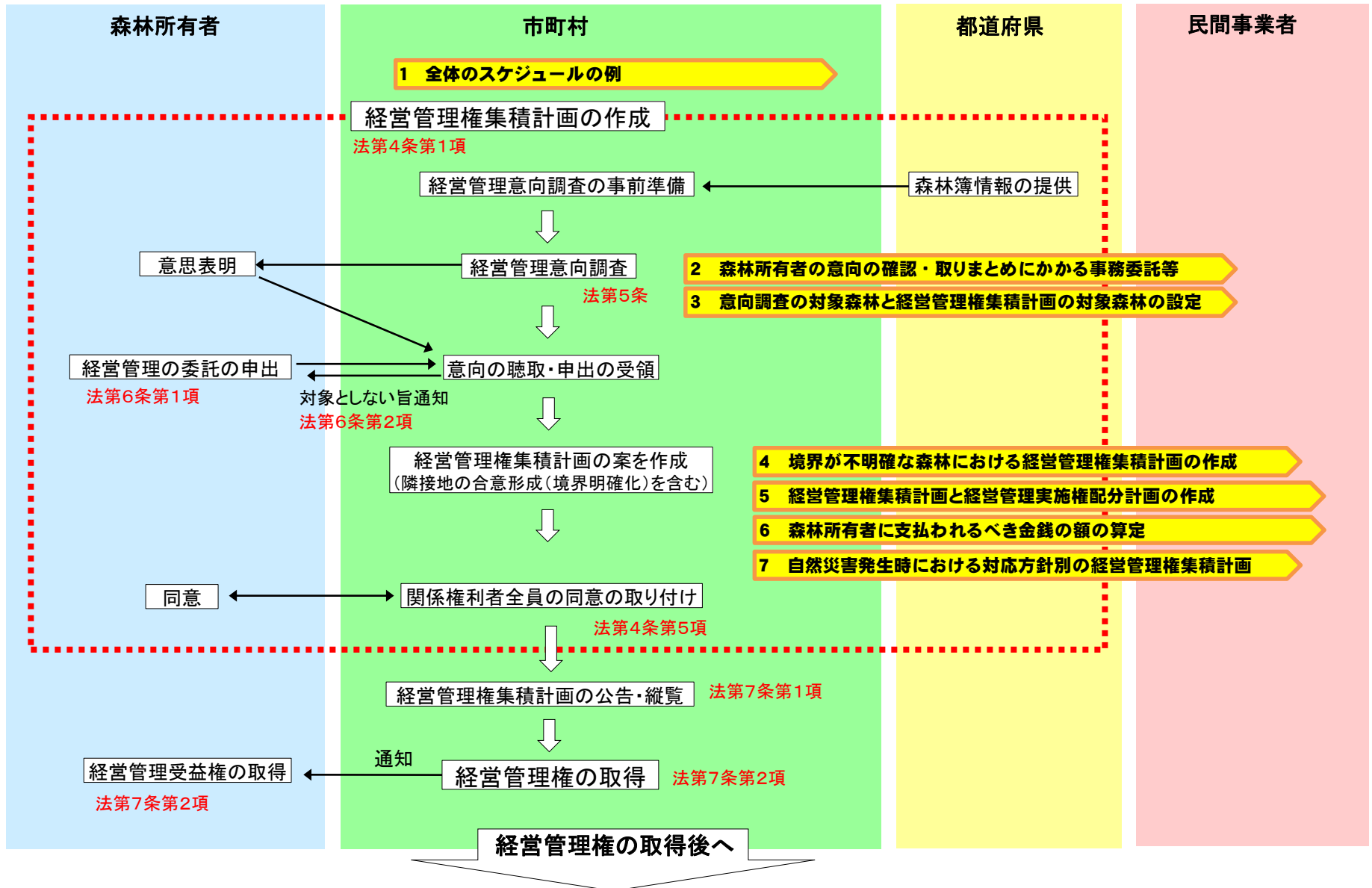
2021・8・26【基礎研修】

森林経営管理制度

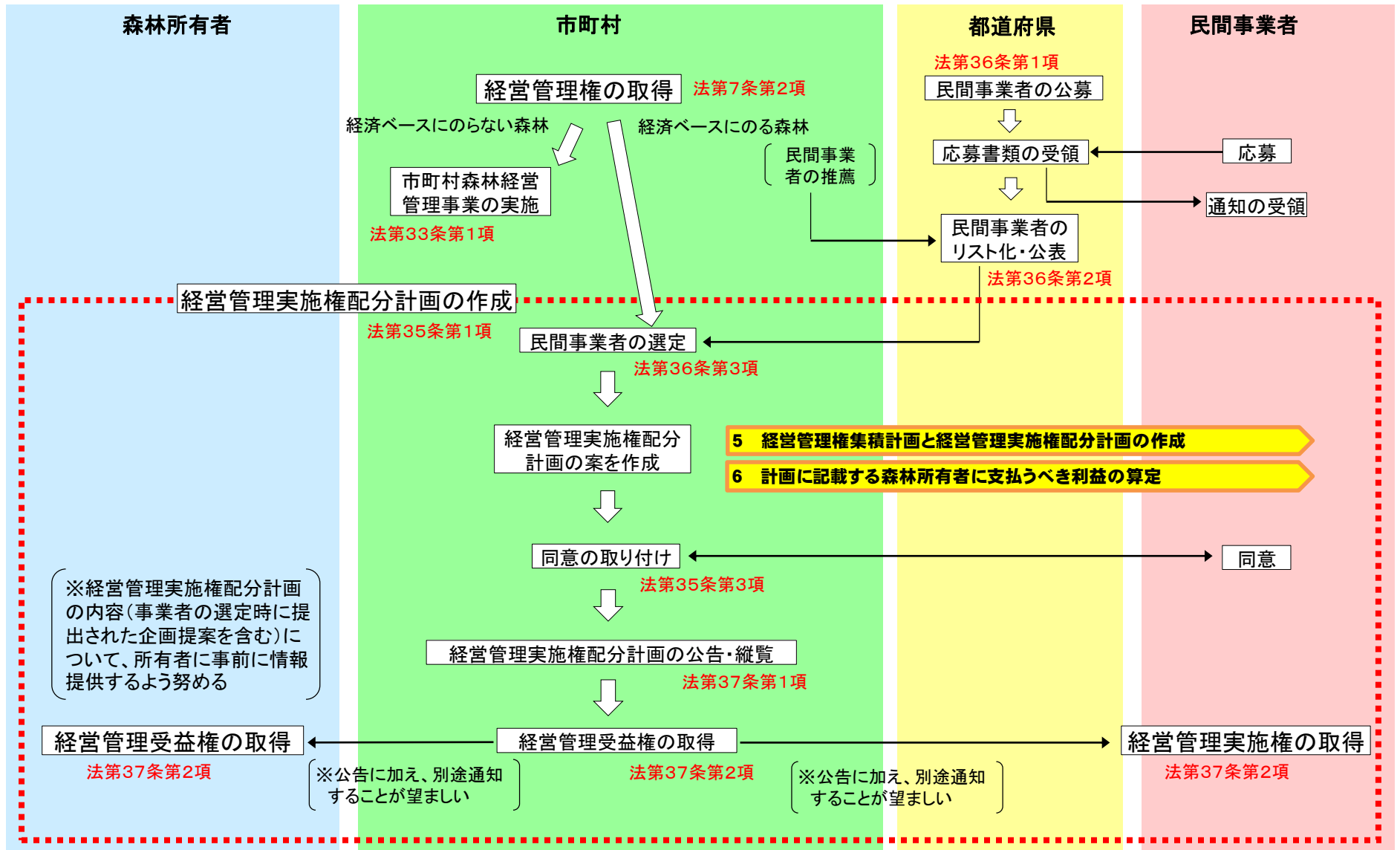
(経営管理実施権配分計画等)

宮城県市町村森林経営管理サポートセンター

森林経営管理制度にかかる基本的な事務の流れ①（経営管理権の取得まで）

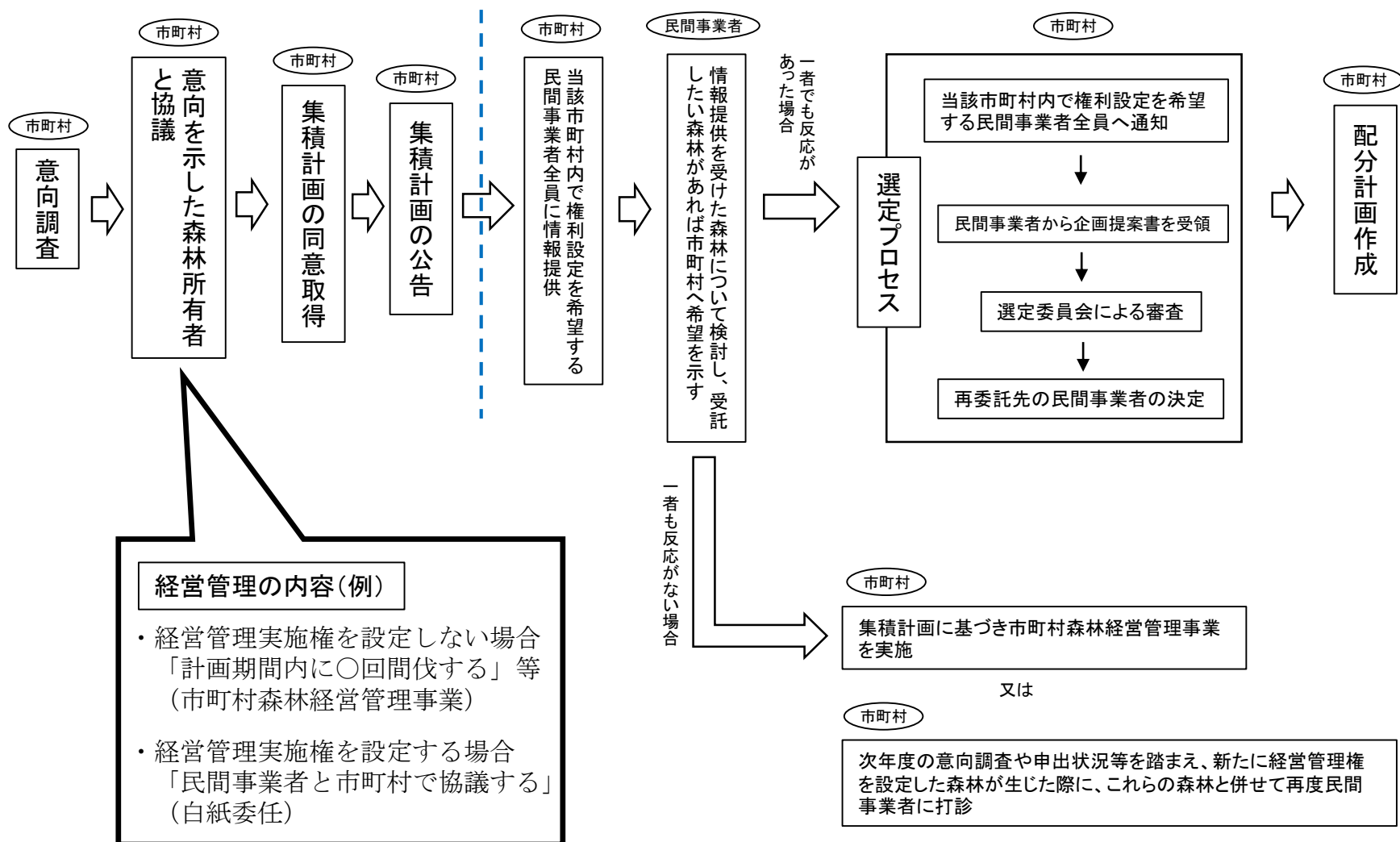


森林経営管理制度にかかる基本的な事務の流れ②（経営管理権の取得後）



経営管理権集積計画と経営管理実施権配分計画の作成手順の例

【例1】 都道府県が募集・公表する民間事業者のうち当該市町村内で権利設定を希望する者が2者以上存在し、かつ、集積計画作成段階で民間事業者に再委託する際の具体的な条件等を定めることが困難な場合



経営管理意向調査を行おう

事務の手引 2-3-6

優先順位の高い区域の森林の所有者に対して経営管理意向調査を行います。

○ 概要

- ・抽出した森林について、市町村が経営管理権集積計画を定める（委託を受ける）場合は、森林所有者に対して意向調査を行う必要（法第5条）
- ・その際、森林所有者が**森林経営管理制度について十分理解した上で、より多くの回答を受け取ることが望ましい**ため、説明会の開催やパンフレットの送付等を行う

○ 作業フロー図

Step

1

意向調査票の配付・郵送

- ・説明会を開催し、森林所有者に対して制度の概要や趣旨を説明した上で、意向調査票を渡そう。
- ・森林所有者が遠方に住んでいる場合は、制度の概要が記載されたパンフレット等を同封して意向調査票を郵送しよう。

Step

2

意向調査票を回収しよう

森林所有者から意向調査票を受け取ろう。
回答期間は、1月程度確保しよう。

☆ ポイント

意向調査票を郵送する場合、森林所有者からの回答を得るためには、意向調査票やパンフレットとあわせて、所有山林の現在の状況などの情報を届けることが有効です。

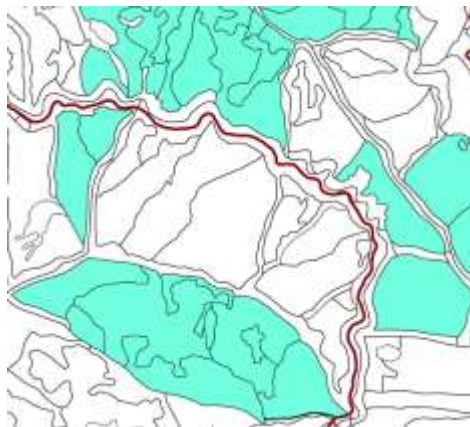
(参考) 森林計画図への書き込み

収集した施業履歴等を森林計画図に書き込むことで、意向調査の候補となる対象森林を抽出します。

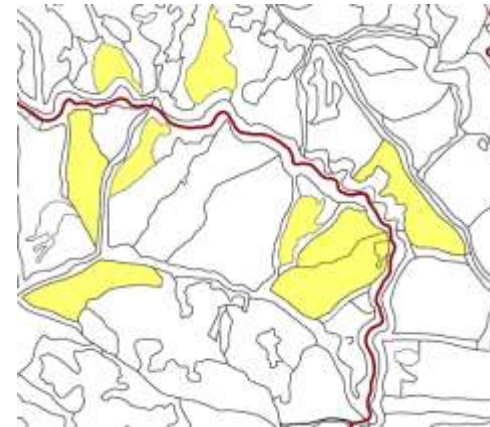
①私有林の人工林



②森林経営計画なし

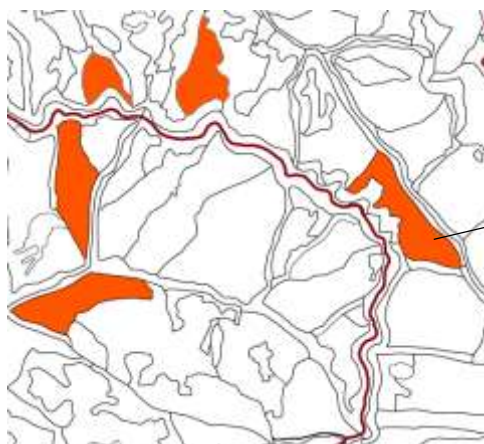


③過去10年程度施業履歴なし



意向調査の候補となる
対象森林
(①かつ②かつ③)

※③が不明の場合には
①かつ②を抽出



属性データ

林班	小班	所在	面積	林種	林齢	材積	履歴	施業	計画	経営	...

(参考) リスト〔実施計画〕の例

リスト化した森林について、意向調査対象森林を抽出し、その森林で意向調査を実施する時期を計画します。

過去10年間施業が行われていない森林を優先して意向調査

森林の所有者が分かっている森林を優先して意向調査

意向調査実施年度	所在	地番	林班	小班	面積 (ha)	林種樹種	林齢	施業履歴	森林経営計画の有無	森林所有者の氏名・住所	その他参考となる情報	
H32	●●市◆◆	123	12	17	1.6	人工林スギ	40	H22間伐	有 H32終了	●●氏 ●●市	共有者 ▲▲氏 ▲▲市	
H32	〃	123	12	18		〃	40	H22間伐	無		共有者 ▲▲氏 ▲▲市	
H31	〃	124	13	17	2.5	〃	60	無	無		●●氏 ●●市	—
H31	〃	124	13	18		〃	30	H15除伐	無		■●氏 ■●市	—
—	〃	125	14	17	1.0	〃	41	H29間伐	有 H34終了		■●氏 ■●市	—
H33	〃	126	15	17	1.2	〃	42	H25間伐	無		■●氏 ■●市	—
H34	〃	127	16	20	1.5	〃	45	H24間伐	無		—	—

意向調査の実施年度を記入したリストの例（平成30年に作成したリストを想定）

(参考) 意向調査票の記載項目

事務の手引 2-3-6
別記様式 2

意向調査は、以下の事項を記載した書面（意向調査票）で行う必要があります。

○ 意向調査の記載項目（規則第3条）

一 集積計画対象森林についての経営
管理の現況

(例)

<現在の所有山林の管理や手入れの状況について>
・あなたが所有している山林について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？
・過去10年以内に間伐等の整備をしましたか？

二 集積計画対象森林についての経営
管理の見通し

(例)

・お持ちの山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？
(選択肢として、①自ら経営や管理をする。②市町村に経営や管理を委ねることを検討したい。等)

三 その他参考となるべき事項

(例)

・意向調査票に記載した山林はあなたが所有している山林で間違いありませんか？

☆ ポイント

意向調査票は、規則第3条第1～3号の事項について記載する必要がありますが、問いの記載ぶりや選択肢の内容は意向調査の実施主体が決めることができます。地域の実情に合った意向調査票を作成しましょう。

回答を踏まえて対応を検討しよう①

事務の手引 2-3-7・8

森林所有者からの回答を踏まえ、**経営管理権集積計画**の作成手続を進める等の対応を検討します。

○ 概要

- ・ 意向調査の回答結果をとりまとめ、経営管理権集積計画を定めることができるか検討しましょう。
- ・ 森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねたいとの回答があり、**経営管理権集積計画を定めると判断した場合には、計画の作成手続を進めましょう。**

☆ ポイント

意向調査の回答より経営管理権集積計画を定める必要があると判断した場合は、**1年を目途に**経営管理権集積計画を作成しましょう

○ 作業フロー図

Step
1

回答結果のとりまとめ

森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねることを検討したいと回答があった場合、周辺の森林所有者からの回答も踏まえ、経営管理権集積計画を定めることができるか検討しましょう。

意向調査への回答がない場合 手引2-3-8

Step
2

対応策の検討（計画の作成手続き）

経営管理権集積計画を定めると判断した場合、経営管理権集積計画の作成手続を進めましょう。

回答を踏まえて対応を検討しよう②

事務の手引 2-3-7・8

周辺の森林所有者から意向調査の回答によっては、ただちに経営管理権集積計画の作成手続を進めることが難しい場合も。

○ ただちに計画策定が難しい場合

- ・周辺の森林所有者から委託の回答が得られず効率的な経営管理が進められない場合

- ・路網の作設が難しい場合

など、ただちに計画策定が難しい場合には、計画策定に向けた条件整備など、今後の取組の検討を進めましょう。

○ 作業フロー図

Step
2'

ただちに計画策定が難しい場合

周辺の森林所有者から委託の回答が得られない場合など、経営管理権集積計画を定めることができない場合には、今後の取組を検討しましょう。

Step
その他

自ら経営管理を行うと回答があった場合

適切に経営管理が行われるよう指導していきましょう。

自ら経営などを行う旨の回答の場合 手引2-3-8

☆ ポイント

経営管理権集積計画を作成するまでに1年以上を要する場合は、森林所有者にその旨を伝えるとともに、定期的に進捗状況を連絡することなどにより意向に変更がないことを確認することが重要です。

(参考) 回答を踏まえた対応

● 森林所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合

- 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、**森林所有者との合意の下で経営管理権集積計画を定め**適切な時期に経営管理権を設定します。

● 森林所有者自らが経営管理を行う場合

- これまで通り、森林所有者による経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む）**を支援**します。経営管理が行われているか、適宜状況を確認します。

自ら経営などを行う旨の回答の場合 手引2-3-8

● 森林所有者から回答がない場合

- 森林所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。
- 森林所有者がわからない場合、探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。

意向調査への回答がない場合 手引2-3-8

● 森林所有者から寄附や買収などの希望があった場合

- 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりませんが、市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者に紹介するなどの対応が考えられます。

意向調査を実施していない森林所有者から 申出があった場合

事務の手引 2-4

森林所有者から経営管理権集積計画を作成することについて**申出が可能**。申出があれば、経営管理権集積計画の作成手続を進める等の対応を検討します。

○ 概要

- ・ 森林所有者は、市町村に対して経営管理権集積計画を作成することについて申出をすることが可能（法第6条）
- ・ そのため、意向調査の実施計画などを踏まえ、経営管理権集積計画を定めるかどうか検討し、
 - ① 計画を定めることとした場合は作成手続を進める
 - ② 計画を定めないこととした場合は森林所有者にその旨や理由を通知

☆ ポイント

森林所有者は申出に当たり、①申出に係る森林の所在等を記載した申出書、②その森林所有者であることを確認するための書類（森林の登記事項証明書等）を提出する必要があります（規則第4条第1、2項）。

○ 作業フロー図

Step
1

申出の内容を踏まえて対応を検討しよう

森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねたいという申出があった場合、意向調査の実施計画などを踏まえ、経営管理権集積計画を定めるかどうかを検討しましょう。

Step
2

検討結果を踏まえ対応しよう

経営管理権集積計画を定めると判断した場合、経営管理権集積計画の作成手続を進めましょう。

Step
2'

経営管理権集積計画を定めないと判断した場合には、森林所有者にその旨や理由を通知しよう。

経営管理権集積計画を作成しよう

事務の手引 2-5

市町村が経営管理権集積計画を定めると判断した森林について、経営管理権集積計画を作成します。

○ 概要

- ・ 経営管理権集積計画は、経営管理権の存続期間や、経営管理の内容等を定めた計画
- ・ 経営管理権集積計画は、森林所有者や関係権利者から同意を得る必要あり
- ・ そのため、経営管理権集積計画を作成する場合には、森林所有者と協議した上で案を作成し、森林所有者や関係権利者から同意を得る

○ 作業フロー図

Step
1

計画の記載事項について協議しよう

森林で行う経営管理の内容等の計画記載事項について森林所有者と協議しよう。その際、隣接地との境界が明確となっているか、関係権利者がいるかを確認しよう。

森林所有者に具体的な案が無い場合 手引2-5-2-5

Step
2

経営管理権集積計画の案を作成しよう

森林所有者と協議した内容で、経営管理権集積計画の案を作成するとともに、委託を受ける箇所を図面を作成しよう。

計画記載事項の留意事項 手引2-5-1-2

Step
3

森林所有者等から同意を取得しよう

作成した経営管理権集積計画の案について、森林所有者や関係権利者から同意を得よう。

☆ ポイント

経営管理権集積計画を定める場合には、計画書及び法の概要や計画の内容について、市町村から説明を向けたい旨の確認書（別記様式第6号）にも押印をもらいましょう。

経営管理権集積計画を公告、縦覧しよう

事務の手引 2-6

経営管理権集積計画を公告することで経営管理権等が設定されます。公告した経営管理権集積計画は担当課の窓口等で縦覧します。

○ 概要

- ・ 経営管理権集積計画は公告することで経営管理権等が設定されます
(法第7条第2項)
- ・ また、経営管理権は公告後に森林所有者となった者にも効力があります
(法第7条第3項)
- ・ そのため、経営管理権集積計画を定めた場合、その森林に経営管理権が設定されることを広く一般に知らしめるため、インターネットや市町村の公報で公告し、担当課の窓口で縦覧しましょう

☆ ポイント

集積計画を公告・縦覧する際、個人情報保護の関係から森林所有者の氏名等は黒塗りにするなど配慮しよう。
また、市町村森林整備計画を策定(変更)する際に、集積計画を定めた森林の情報を記載しよう。

○ 作業フロー図

Step

1

経営管理権集積計画を公告、縦覧しよう

経営管理権集積計画を定めたときは、インターネットや市町村の公報で公告し、市町村の担当課の窓口で縦覧しよう。
また経営管理権集積計画の写しを森林所有者や関係権利者に送付しよう

公告後に森林所有者が変更になった場合 手引2-6-2

経営管理権集積計画の取消し 手引2-7

(参考) 経営管理権集積計画の公告・縦覧

経営管理権集積計画を公告・縦覧する際は、**個人情報保護**の
関係に留意する必要があります。

公告をすることで市
町村に経営管理権が
設定されます

経営管理権集積計画 (記載例)



1 個別事項

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称) ●●市長 ●●●●		※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。		(所在地) ●●県●●市●●●												
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称) [Redacted]				(住所又は所在地) [Redacted]												
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考						
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2019.4.1	20年 (2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	[Redacted]							
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照								
3	同上	123	12	18	山林		スギ	20	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照								
4	同上	124	12	19	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照								
5	同上	124	12	20	山林									ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	
6	同上	125	12	21	山林	0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照								
7	●●市▲▲	210	24	1	山林									スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	
8	同上	210	24	2	山林									ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	
9	同上	212	24	3	山林	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照									
10																				

経営管理権集積計画を公告・縦覧する場合、森林所有者の氏名や住所、支払の相手方等、個人情報の保護の観点から公表することが望ましくない部分については黒塗りにしましょう。

「市町村森林経営管理事業」とは

森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、**経営管理を行わなければならない。**〔法第3条〕

経営管理権集積計画



市町村に経営管理権が設定された森林

林業経営者につなげる

経営管理実施権配分計画の作成
(経営管理実施権の設定)

- ① 森林資源の状況や路網整備の状況、製材工場の有無等
- ② 隣接森林での森林経営計画の策定状況
- ③ 経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無等から判断

林業経営者につなげない

市町村森林経営管理事業
(市町村自ら経営管理)

市町村森林経営管理事業

対象となる森林は、市町村が経営管理集積計画により経営管理権を取得した森林のうち、市町村が林業経営者に経営管理実施権を設定しない又は設定するまでの森林

事業の実施

【民間事業者の能力の活用】

市町村森林経営管理事業の実施に当たっては、請負事業を発注すること等により、民間事業者の有する技術能力を活用

【実施方法】

市町村森林経営管理事業においては、対象となる森林の状況を踏まえて、間伐を繰り返して複層林化するなど、自然的条件等の状況を踏まえ施策

【費用等の取扱】

費用を市町村が負担する場合、発生した収益は、原則、市町村のものとする

森林・林業のサイクル

森林は、適切に経営管理を行うことで、木材生産のほか、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの働きを発揮し、地域に様々な恩恵



経営管理が行われていないおそれがある森林の 基準の目安（参考） → 集積計画の対象となる森林

地域森林計画の対象森林で、多面的機能発揮のために間伐等の施業が実施されていない森林。

(樹齢等)	(状態)
1 齢級 (1～5年生)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 造林届※に基づいて植栽したにもかかわらず、造林届に記載された植栽本数に比べて残存本数が減り、造林届に記載された植栽本数のおおむね75%以下等、このままでは<u>成林しないおそれがある</u>場合。 ○ 下刈りが不十分であり、植栽木が<u>下草に被圧</u>されている場合。
2～4 齢級 (6～20年生)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 除伐等が不十分であり、植栽木が<u>植栽木以外の樹木等に被圧</u>されている場合。
5～標準伐期齢 (21年生～)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 間伐が一度も行われていない、または最後に行った間伐から10年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業方法を実施しておらず、<u>林分が過密化</u>している場合。
標準伐期齢以上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最後に行った間伐から15年以上経過するなど、市町村森林整備計画に定められた標準的な施業を実施しておらず、<u>林分が過密化</u>している場合。

※：伐採及び伐採後の造林の届出(森林法第10条の8)

経営管理権集積計画に関する森林施業区分〔参考〕

【スギ・人工林】

齢級区分		施業区分								再委託の可能性
現況齢級	林齢 (年生)	保育			間伐		主伐			
		下刈り	つる切 ・除伐	枝打	保育間伐	利用間伐	皆伐	択抜	複層林	
I	1~5	○	×							無 → 市町村事業
II~IV	6~20	△	○	○	○	△				難 → //
V~VII (標準伐期齢)	21~35				○	○				小 → //
VIII~ (標準伐期齢超え)	36~				△	○	○	△		有
XIV~ (長伐期)	71~					×	○	○	△	大

→ 経営管理実施権？

【事務の手引P15参照】

表1「経営管理が行われていないおそれがある森林の基準の目安」
に記載されている樹齢等の区分でまとめた場合

経営管理権集積計画に関する森林施業区分〔参考〕

施業区分	林齢
------	----

主伐・植栽	Ⅷ～
-------	----

利用間伐	Ⅶ～
------	----

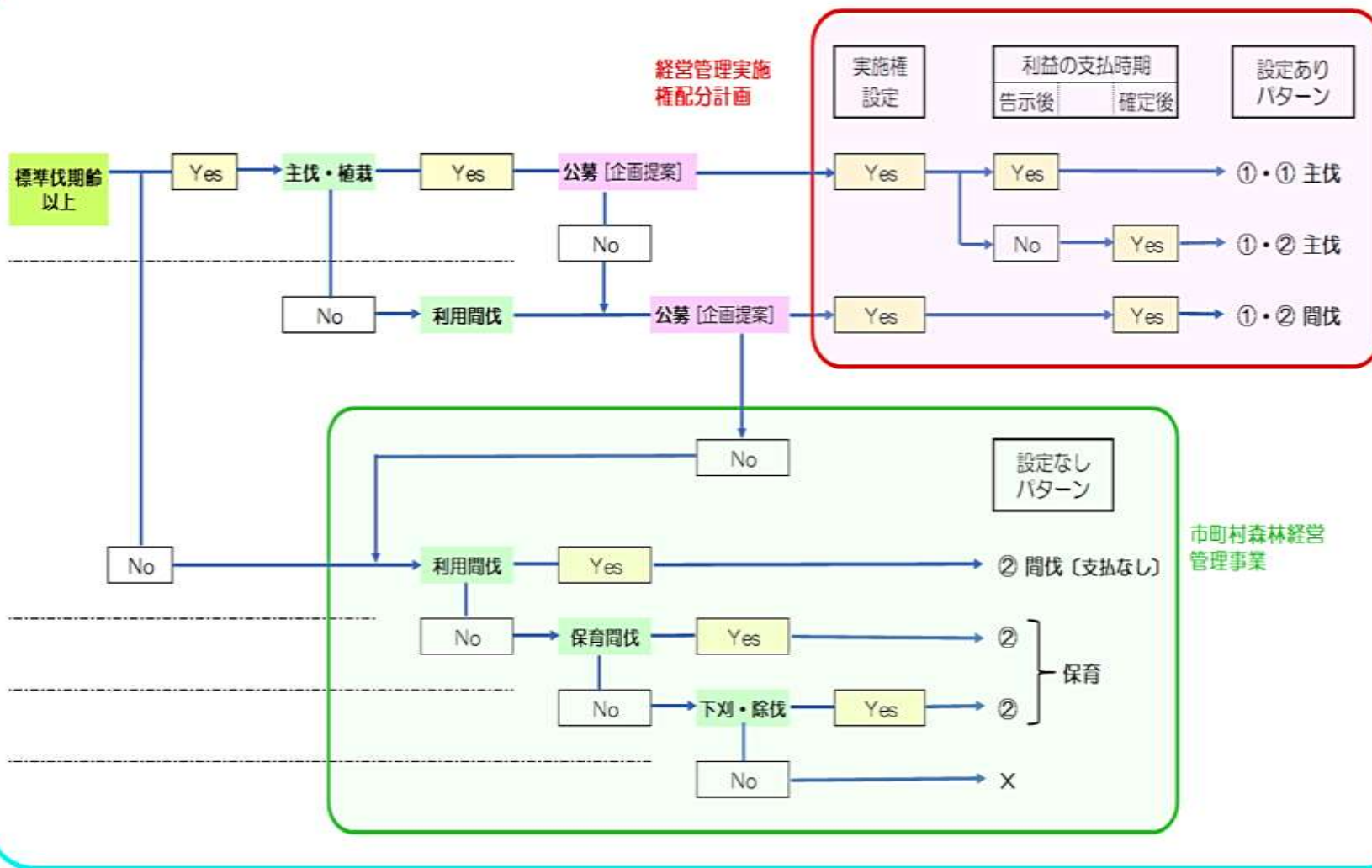
保育間伐	Ⅲ～Ⅶ
------	-----

保育	Ⅰ～Ⅲ
----	-----

伐採跡地	0
------	---

「市町村森林整備計画」参照

経営管理権集積計画



市町村森林経営管理事業を実施しよう

事務の手引 3

市町村が経営管理権を取得した森林で経営管理実施権を設定しない（設定できない）森林については、市町村森林経営管理事業を行います。

○ 概要

- ・ 経営管理権を取得した森林で、経営管理実施権を設定しない場合（民間事業者に再委託しない場合）は、市町村自ら管理する必要があります（市町村森林経営管理事業）
- ・ そのため、経営管理権を取得した森林について事業の実施時期を計画した上で、計画的に事業を実施しましょう
- ・ 事業の実施にあたっては、請負事業を地域の民間事業者に発注する等、その活用に配慮しましょう

☆ ポイント

市町村森林経営管理事業は、森林の自然的条件を踏まえ、複層林施業や長伐期施業等の方法により行う必要があります。また、市町村森林整備計画を策定（変更）する際に事業計画を掲載しよう。

○ 作業フロー図

Step
1

事業を計画しよう

経営管理権を取得した森林について、市町村森林経営管理事業（実施時期、内容）を計画しよう。

Step
2

予定価格を算定しよう

森林環境保全整備事業における標準単価等を活用し、適正な予定価格を算出しよう。

Step
3

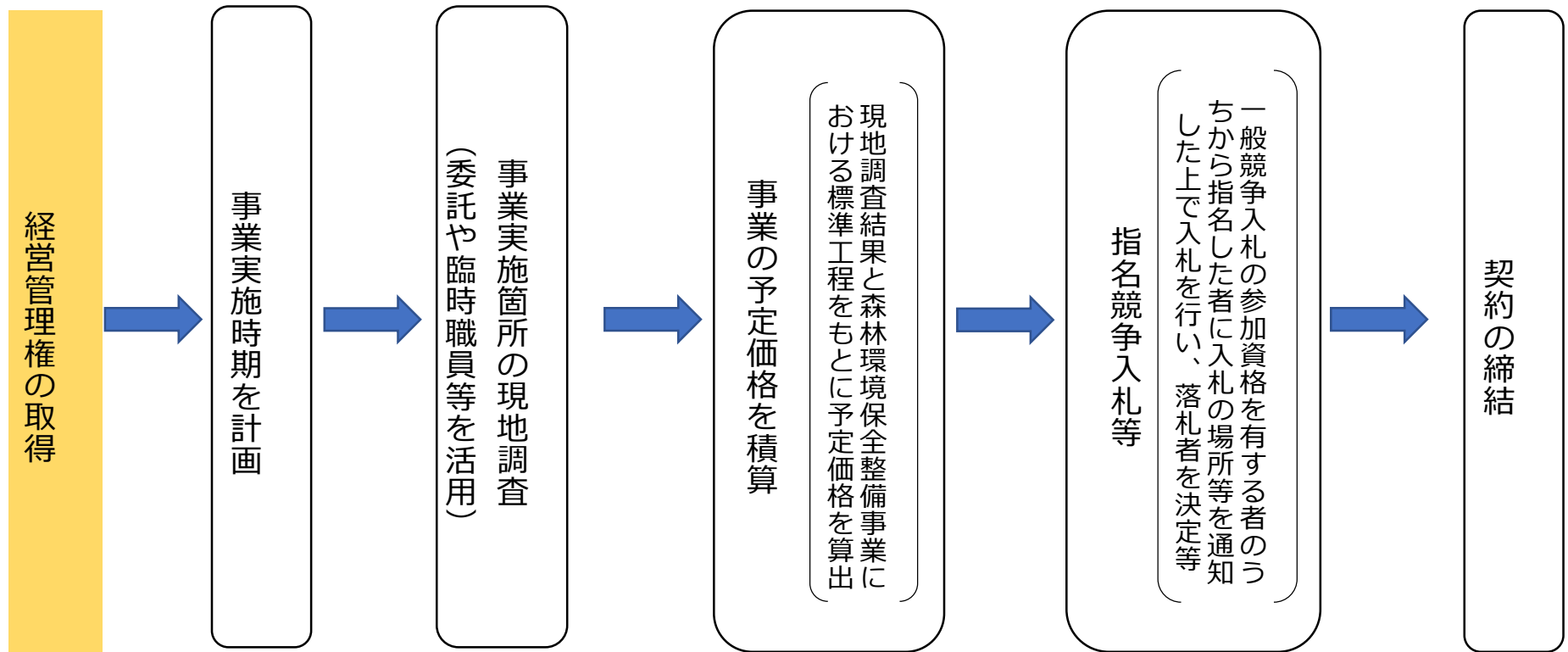
事業を発注しよう（民間事業者の活用）

通常の市町村有林と同様の方法で、間伐等の請負事業を地域の民間事業者に発注し、市町村森林経営管理事業を実施しよう。
実施にあたっては、民間事業者を活用しよう。

(参考) 市町村森林経営管理事業の発注の流れの例

市町村森林経営管理事業を請負事業で発注する場合、
適正な発注となるよう留意します。

○ 事業発注の流れの例



※事業の予定価格は、「森林環境保全整備における標準単価の設定等について（平成23年3月31日 22林整整第857号）」
や都道府県の定める標準単価をもとに積算しよう（直接工事費、測量設計費、間接工事費、消費税相当額について積算）。

経営管理権集積計画策定後の流れ

経営管理権集積計画の作成

- 計画内容の検討
市町村森林経営管理事業
or
経営管理実施権設定
- 経営管理権の取得

事前準備

- 現地調査(立木調査、境界測量など)

予定価格の積算・経営管理実施権の設定の検討

- 調査結果の整理
- 森林整備事業の積算方法を準用し積算

市町村森林経営管理事業

- 一般競争入札、指名競争入札(入札公告)
- 随意契約(見積書の徴収)

経営管理実施権の設定

- 選定要領等の作成
- 企画提案の公募・審査、民間事業者の選定
- 経営管理実施権配分計画の作成・公告

経営管理実施権者からの報告徴収(監督)

条文を再確認

●森林経営管理法

第36条

1～2（略）

3 市町村は、経営管理実施権配分計画を定める場合には、**農林水産省令で定めるところ**により、経営管理実施権を設定する民間事業者を都道府県により公表されている民間事業者の中から、**公正な方法により選定する**ものとする。

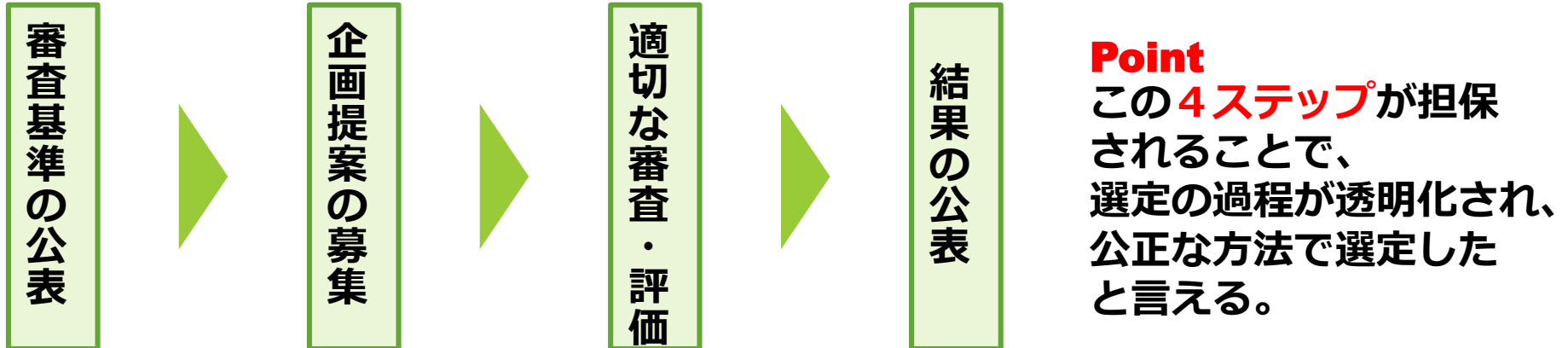
4 都道府県及び市町村は、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び公表並びに経営管理実施権の設定を行う民間事業者の選定に当たっては、これらの**過程の透明化を図るよう努める**ものとする。

●森林経営管理法施行規則（省令）

第33条 市町村は、**公正な方法により民間事業者を選定する**ときには、都道府県により公表されている民間事業者に対し、経営管理実施権配分計画に定める事項について**提案を求める**ものとする。

2 市町村は、その提案を**適切に審査し、及び評価する**ものとする。

3 市町村は、**公正な方法により提案を求める**に当たっては、あらかじめ**その旨及びその評価の方法を公表する**とともに、その評価の後にその**結果を公表してする**ものとする。



経営管理実施権の設定までの流れ

企画提案を求める事前準備

- 選定委員会の設置（要綱の作成）
- 審査基準の作成
- 選定要領の作成

毎回変わらないなら、
一度作って公表すればOK
→ 提案を求めるたびに作成し、公表

企画提案の募集（約1か月）

- 選定要領の公表
- 民間事業者へ通知

（注）経営管理実施権の設定を希望する**全ての民間事業者**へ
→これも、公正な方法による選定のため

事業者選定（約1週間）

- 選定委員会の開催、審査・評価
- 結果の公表、通知

民間事業者へ協議（同意を得た）上で、**経営管理実施権配分計画**を作成・公告

選定委員会要綱

- ・ 委員会の目的
- ・ 委員
- ・ 委員の任期
- ・ 委員の職務 等

審査基準

- ・ 審査項目
- ・ 審査基準
- ・ 処理期間 等

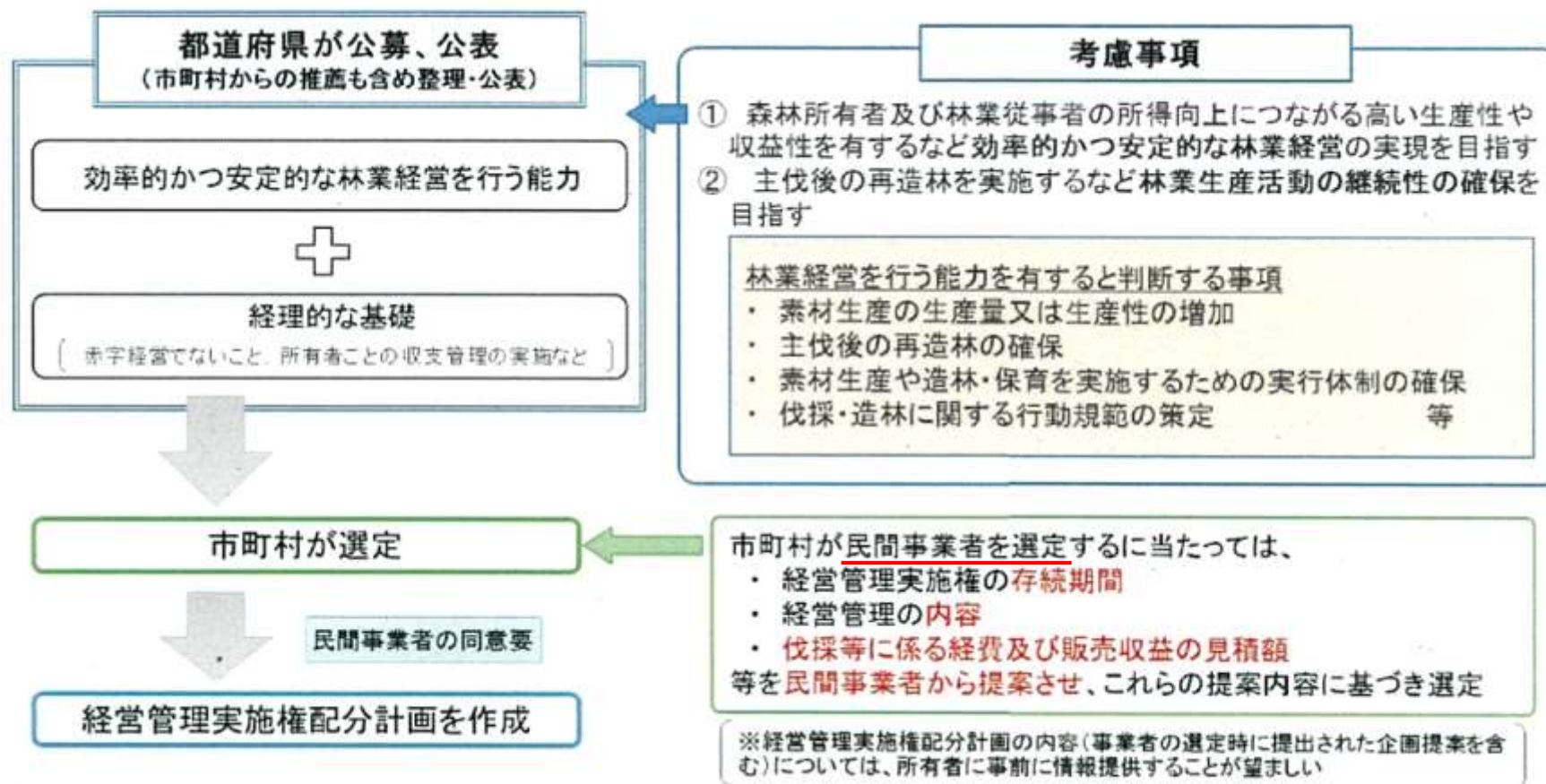
選定要領

- ・ 対象森林
- ・ 選定方法
- ・ 選定スケジュール
- ・ 提出書類 等

委員会の設置は
過程の透明化を
図る**一手段**

審査基準は
省令に基づく
必須事項

経営管理実施権配分計画を定めるまでの流れ



【民間事業者の選定】

- ・ 市町村は、都道府県が公表した民間事業者に対し、経営管理の内容等について企画提案の募集を実施
- ・ 市町村は、企画提案書を審査し、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定
- ・ 選定された民間事業者と協議した上で、経営管理実施権配分計画を作成

経営管理実施権配分計画を作成しよう①

事務の手引 4-4

経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適した森林については、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定します。

○ 概要

・経営管理実施権を設定する場合は、都道府県が公表している民間事業者の中から、公正かつ過程の透明化が図られた方法で選定する必要があります

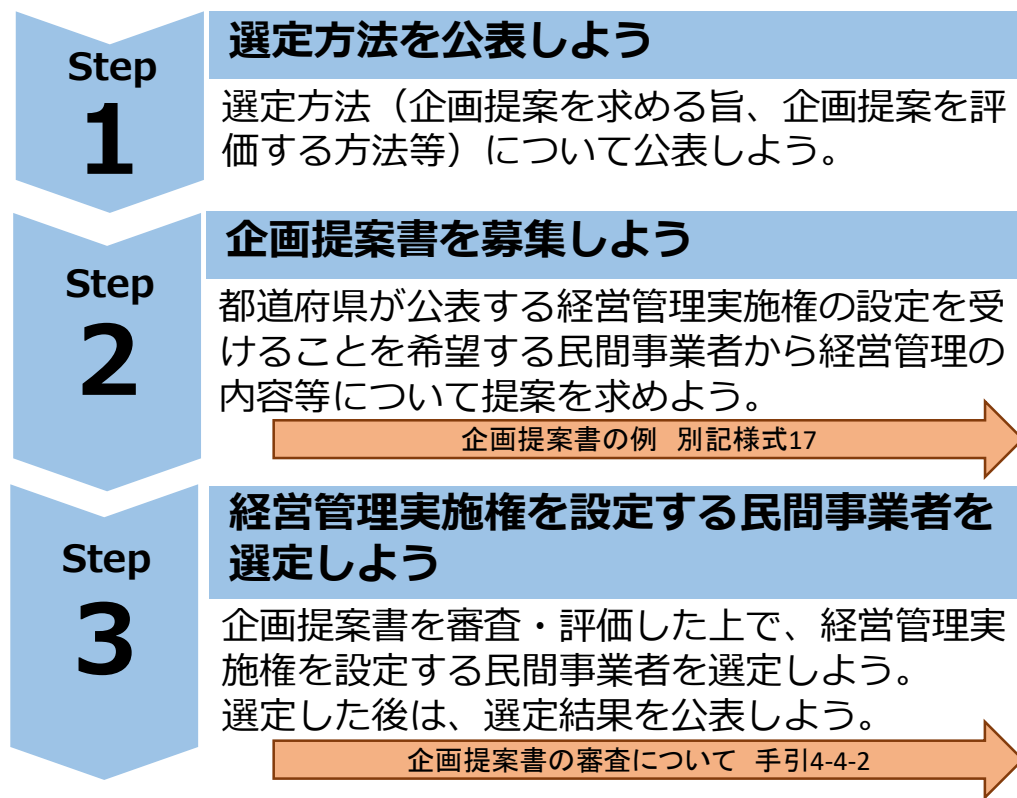
・そのため、

- ① 経営管理権を取得した森林で、経営管理実施権を設定しようとする森林について選定方法等を公表し
- ② 民間事業者から企画提案を受け、
- ③ その企画提案を審査・評価して民間事業者を選定し、選定結果を公表しましょう

☆ ポイント

企画提案書の審査・評価は、公平性の確保という観点から、市町村の担当課以外の者や都道府県職員等の第三者と連携して行いましょう。

○ 作業フロー図



経営管理実施権配分計画を作成しよう②

事務の手引 4-5

選定した民間事業者に経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画を作成しましょう。

○ 概要

- ・ 選定した民間事業者に経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画を作成
- ・ 経営管理実施権配分計画は民間事業者の同意が得られている必要あり
(法第35条第3項)
- ・ そのため、民間事業者からの企画提案書をもとに経営管理実施権配分計画の案を作成し、民間事業者から同意を得る

☆ ポイント

経営管理実施権配分計画は森林所有者の同意を要件としていませんが、円滑な制度運用の観点から、経営管理実施権配分計画を定める前に、森林所有者に対して経営管理実施権配分計画のもととなる企画提案書を送付しましょう。

○ 作業フロー図

Step
1

経営管理実施権配分計画の案を作成しよう

企画提案書をもとに経営管理実施権配分計画の案を作成しよう。

Step
2

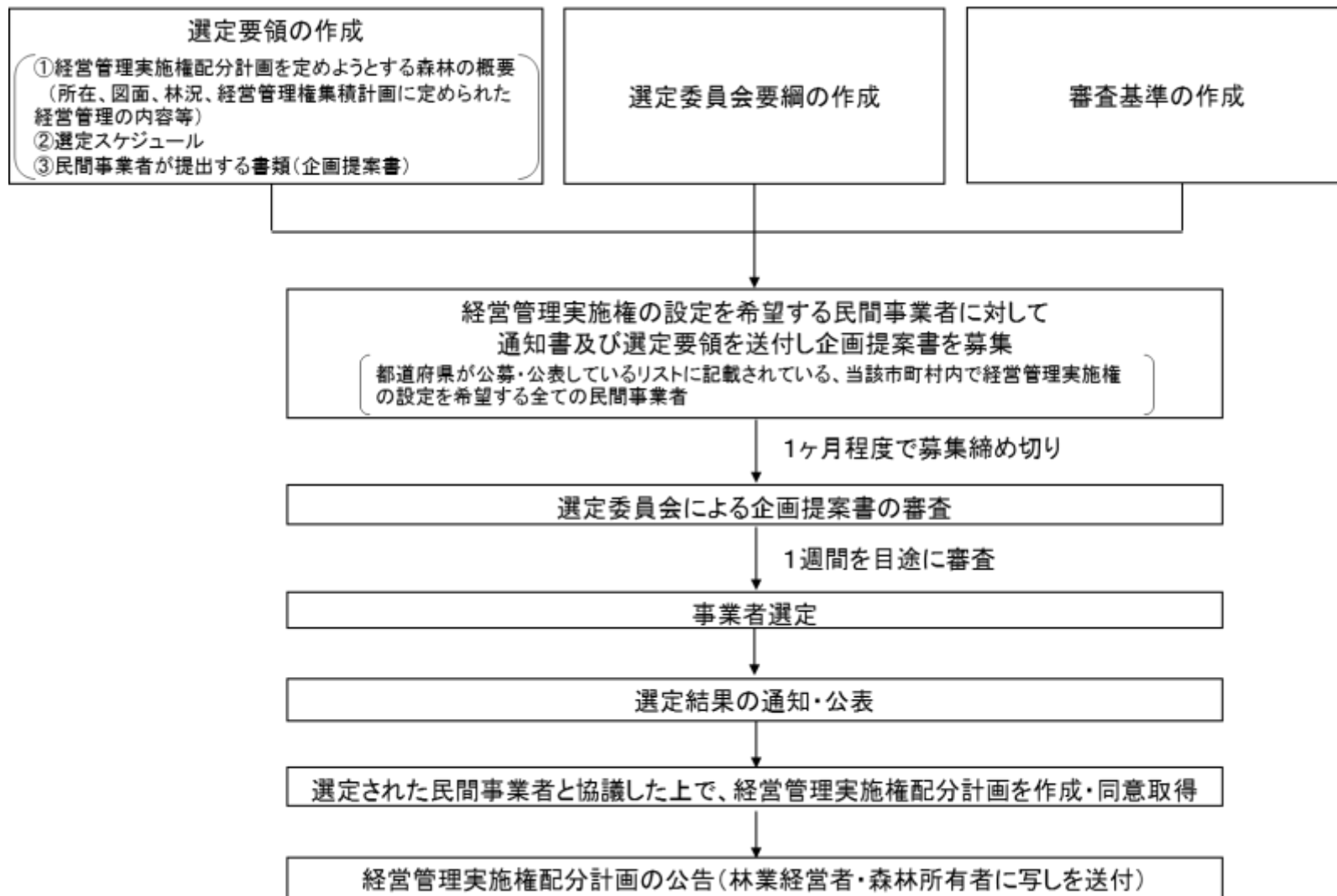
経営管理実施権配分計画の案について民間事業者の同意を得よう

経営管理実施権配分計画の案について民間事業者の同意を得よう。

(参考) 民間事業者選定の流れ

事務の手引 4-4

民間事業者選定の流れのイメージは以下のとおりです。



企画提案の留意事項（和歌山県の例）

市町村は、都道府県が公表している民間事業者の中から当該市町村内で経営管理実施権の設定を希望している**全員に対して公募**する必要があります。

【例】那賀区域の市町村の場合

- ・竹上木材株式会社
- ・和海紀森林組合
- ・木原造林株式会社勝浦事業所
- ・株式会社上市屋銘木店

那賀区域を希望する**4事業者**に公募。

【公募の際に送付する資料】

- ・企画提案を求める通知
- ・選定要領
- ・その他参考となるもの（対象箇所の図面等）

〔集積計画をHPに公告していない場合は、集積計画本文も送付〕

別添第1号様式
和歌山県選定と能力のある事業者等 選定・登録リスト

事業者名	所在地	希望区域	登録期間	備考
竹上木材株式会社	和歌山県和歌山市 和歌山 478-1	海草・和歌山・伊都・有田	R6.3.31まで	
西牟婁森林組合	和歌山県西牟婁郡 597 番地の101	西牟婁	R6.3.31まで	
紀中森林組合	和歌山県高野郡 223 番地	日高	R6.3.31まで	
清水森林組合	和歌山県和歌山市 清水 401 番地3	有田	R6.3.31まで	
大辺路森林組合	和歌山県西牟婁郡 日置 980-1	西牟婁	R6.3.31まで	
マルカ林業株式会社	和歌山県和歌山市 清水 1913	有田	R6.3.31まで	
和海紀森林組合	和歌山県和歌山市 紀の川市賀志田町 907 327 番地1	海草・和歌山	R6.3.31まで	
徳神村森林組合	和歌山県和歌山市 徳神 401 番地	西牟婁	R6.3.31まで	
中辺路町森林組合	和歌山県中辺路町 田舎 1434-1	西牟婁	R6.3.31まで	
本宮町森林組合	和歌山県本宮町 切畑 338 番地	西牟婁	R6.3.31まで	
和歌山県林業株式会社 和歌山県林業株式会社	和歌山県和歌山市 和歌山 307	有田・日高・西牟婁	R6.3.31まで	
北山村森林組合	和歌山県北山村 大沼 208	東牟婁	R6.3.31まで	
東野川町森林組合	和歌山県東野川町 日見 320 番地	東牟婁	R6.3.31まで	
山長林業株式会社	和歌山県和歌山市 2010	西牟婁	R6.3.31まで	
株式会社豊平林業	和歌山県和歌山市 3丁目18番15号	日高・西牟婁	R6.3.31まで	
福山林業	和歌山県和歌山市 辰谷見 2841-1	西牟婁	R6.3.31まで	
水原電機株式会社	和歌山県東牟婁郡 勝浦町		R6.3.31まで	
和歌山県林業株式会社	和歌山県和歌山市 和歌山 1111 164	和歌山・和歌山	R6.3.31まで	
株式会社山一木村	和歌山県和歌山市 3丁目1番地の11	西牟婁・東牟婁	R6.3.31まで	
南紀森林組合	和歌山県和歌山市 和歌山 260 番地	東牟婁	R6.3.31まで	
株式会社上市屋銘木店	和歌山県和歌山市 辰谷見 2547-3	和歌山・和歌山	R6.3.31まで	

【参考】都道府県が公表する民間事業者の基準の考え方等

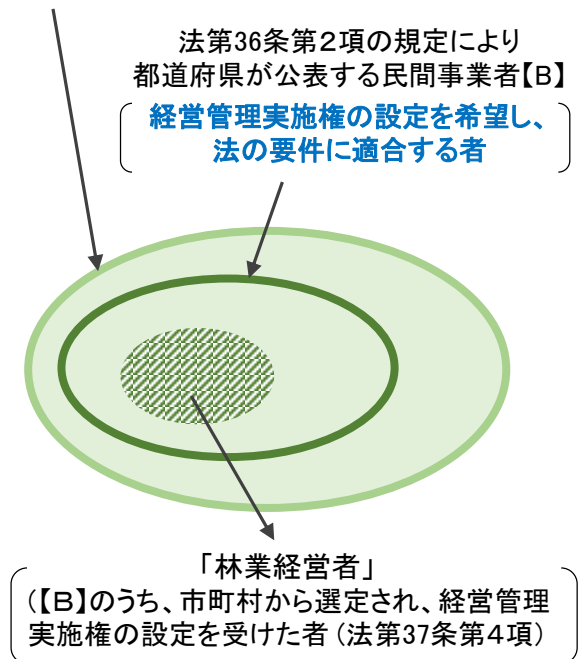
- ① 国は、経営管理を効率的・安定的に行う能力等を有すると判断する項目とその基準の考え方を提示(表参照)。
 - 効率的・安定的: 生産量の増加又は生産性の向上など9項目。民間事業者の事業内容に該当する項目を全て満たすことが必要。
 - 経理的基礎: 経理状況が良好であること及び経理を区分できること。
- ② 都道府県は、国が示した考え方を参考に基準(要件)を設定し、**経営管理実施権の設定を希望する民間事業者**を公募し、要件に適合する者を公表。
- ③ 都道府県は、併せて、このような経営体へと育成を図る林業経営体(育成経営体)の選定も実施。

○ 森林経営管理法に基づき都道府県が公表する民間事業者等の基準についての基本的考え方

項目		法第36条第2項の規定により 都道府県が公表する民間事業者 【B】	育成経営体 【A】
効率的かつ 安定的な経営管理	(1)生産量の増加又は生産性の向上	生産量増加の目標又は 生産性向上の目標を有する	同左
	(2)生産管理又は流通合理化等	取り組んでいる	取り組む意向を表明
	(3)造林・保育の省力化・低コスト化	〃	〃
	(4)主伐後の再造林の確保	〃	〃
	(5)生産や造林・保育の実施体制の確保	事業実績3年以上	事業実績1年以上
	(6)伐採・造林に関する行動規範の策定等	策定している	策定する意向を表明
	(7)雇用管理の改善及び労働安全対策	労確法の県計画に係る取組を行って いる、労災等に加入している等	労確法の県計画に係る取組を 行う意向を表明
	(8)コンプライアンスの確保	法令違反で逮捕されていない等	同左
	(9)常勤役員の設置	常勤役員を設置している(又は3年後の 総会までに設置するよう取り組む)	—
経理的な基礎		経理状況が良好である(債務超過では ない等)、経理を区分できる	—

○ 「林業経営者」、都道府県が公表する民間事業者、育成経営体の関係

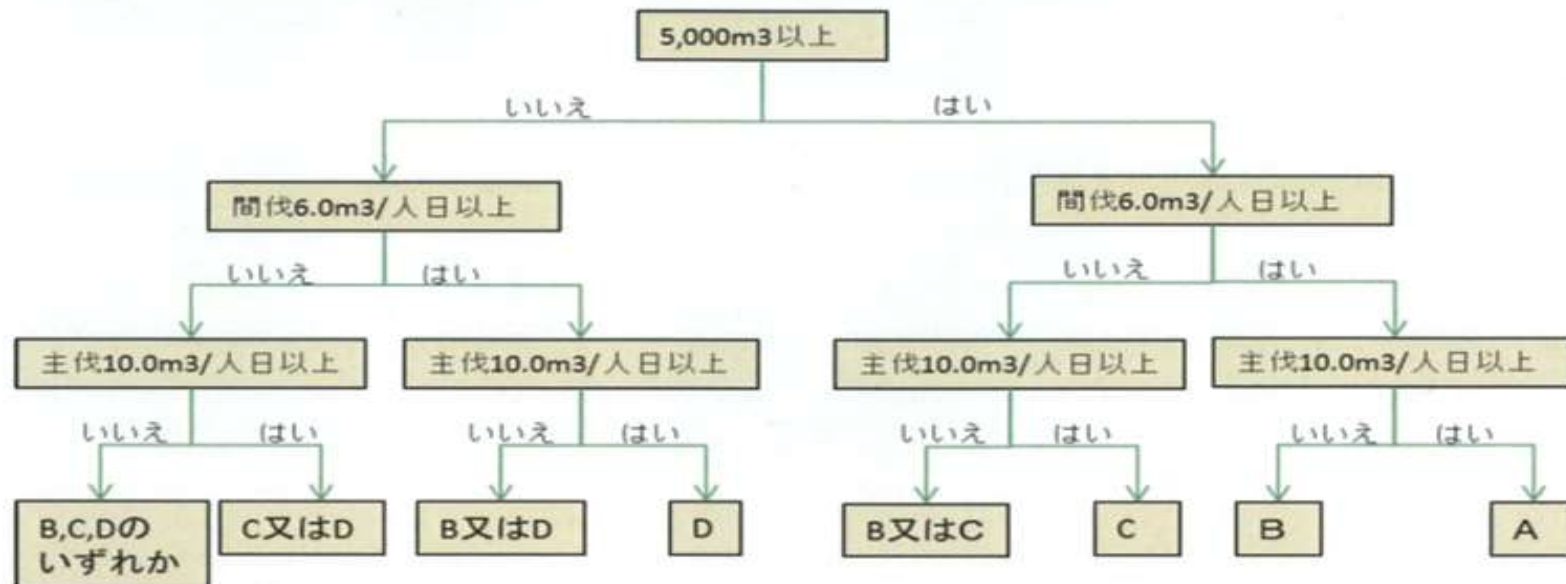
育成経営体【A】



※ 民間事業者とは、造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている民間の事業者をいう。

【参考】素材生産の生産量又は生産性の増加に関する要件における目標の設定について

目標値の設定パターン早見表



【目標値の設定パターン】

	主伐の生産性	間伐の生産性	素材生産の生産量
A	現状以上	現状以上	現状以上
B	5年後に概ね2割以上 又は3年後に概ね1割以上	現状以上	現状以上
C	現状以上	5年後に概ね2割以上 又は3年後に概ね1割以上	現状以上
D	現状以上	現状以上	5年後に概ね2割以上 又は3年後に概ね1割以上

経営管理実施権の設定を希望する民間事業者名簿（第1回公表）

公表番号	商号又は名称	代表者職氏名	主たる事務所の所在地 (連絡先)	業種	グループ	現場作業 職員数 (うち常 用)	林業機 械の保 有台数	森林施業 プラン ナー数	森林作業 道作設 オペレー ター数	経営管理実施権の設定を希望する区域	認定事 業主
1-1	白石蔵王森林組合	代表理事組合長 黒井 榮作	白石市福岡長袋字岩崎81-6 (0224-25-2721)	素材生産・ 造林・保育	D	16(10)	2	1	1	白石市, 蔵王町	○
1-2	川崎町森林組合	代表理事組合長 最上 昇	柴田郡川崎町大字前川字北原21番地 1 (0224-84-4422)	素材生産・ 造林・保育	C	19(13)	7	1	2	川崎町	○
1-3	坂元植林合資会社	代表社員 大沼 迪義	柴田郡柴田町大字成田字坂元5番地 (0224-58-9888)	素材生産・ 造林・保育	D	7(7)	3		1	柴田町	
1-4	宮城中央森林組合	代表理事組合長 赤間 長男	仙台市泉区市名坂字万吉前19番地の 1 (022-372-3640)	素材生産・ 造林・保育	C	25(25)	5	1	1	仙台市, 名取市, 岩沼 市, 塩釜市, 多賀城市, 松島町, 利府町, セキ 浜町, 亶理町, 山元町	○
1-5	宮城十條林産株式会社	代表取締役 亀山 武弘	仙台市青葉区八幡3丁目2-7 (022-261-2151)	素材生産・ 造林・保育	B	7(7)	28	5	1	県内全市町村	○
1-6	守屋木材株式会社	代表取締役 守屋 長光	仙台市宮城野区原町六丁目1の16 (022-257-3101)	素材生産・ 造林・保育	D	2(2)	6			県内全市町村	○
1-7	北星林業株式会社	代表取締役 小野 善弘	仙台市青葉区旭ヶ丘二丁目30-20 (022-233-0812)	素材生産・ 造林・保育	C	13(13)	10	1		仙台市, 名取市	○
1-8	有限会社鎌田林業土木	代表取締役 鎌田 涉	加美郡加美町字北町二番30-37 (0229-63-3950)	素材生産・ 造林・保育	C	13(13)	11			加美町, 色麻町, 大 崎市, 栗原市, 涌谷 町	○
1-9	株式会社くりこまくんえん	代表取締役 菅原 正義	栗原市鶯沢袋島巡44-1 (0228-55-3261)	素材生産・ 造林・保育	C	7(5)	10			栗原市	○
1-10	石巻地区森林組合	代表理事組合長 大内 伸之	石巻市大瓜字棚橋下待井65-1 (0225-93-1711)	素材生産・ 造林・保育	A	52(44)	12	7	2	石巻市, 東松島市, 登米市, 女川町	○

公表番号	商号又は名称	代表者職氏名	主たる事務所の所在地 (連絡先)	業種	グループ	現場作業職員数	林業機械の保有台数	森林施業プランナー数	森林作業道作設オペレーター数	経営管理実施権の設定を希望する区域	認定事業主
1-11	登米町森林組合	代表理事組合長 芳賀 稔	登米市登米町大字日根牛小池100 (0220-52-2075)	素材生産・ 造林・保育	C	14(14)	7	2	2	登米市	○
1-12	東和町森林組合	代表理事組合長 及川 清	登米市東和町米川字小田110番地1 (0220-45-2551)	素材生産・ 造林・保育	C	14(12)	8	1	1	登米市	○
1-13	株式会社小山材木店	代表取締役 小山 章宏	気仙沼市本吉町津谷新明戸233番地 (0226-42-3131)	素材生産・ 造林・保育	C	13(13)	44			気仙沼市	○

※素材生産量及び生産性のグループ分類について

A	生産量5,000m ³ 、主伐10.0m ³ /人日、間伐6.0m ³ /人日以上（全て達成）
B	生産量5,000m ³ 、主伐10.0m ³ /人日以上
	生産量5,000m ³ 、間伐6.0m ³ /人日以上
C	主伐10.0m ³ /人日以上
	間伐6.0m ³ /人日以上
	生産量5,000m ³ 以上
D	未達成（目標設定のみ）

※公表された民間事業者が提出した詳細な情報のうち、様式第1号の1及び2、
経理的な基礎に係る添付書類については宮城県水産林政部林業振興課で閲覧
することができます。

公表期間（第1回公表）

令和元年9月30日から令和6年9月29日まで

経営管理実施権の設定を希望する民間事業者名簿（第2回公表）

公表番号	商号又は名称	代表者職氏名	主たる事務所の所在地 (連絡先)	業種	グループ	現場作業 職員数 (うち常 用)	林業機 械の保 有台数	森林施業 プラン ナー数	森林作業 道作設 オペレー ター数	経営管理実施権の設 定を希望する区域	認定事 業主
1-14	仙南中央森林組合	代表理事組合長 佐藤 正友	角田市梶賀字高畑北153 (0224-62-2214)	素材生産・ 造林・保育	D	11(11)	4		1	角田市, 大河原町, 村田町, 柴田町	○
1-15	丸森町森林組合	代表理事組合長 作間 淳一	伊具郡丸森町字田町南1-1 (0224-72-1162)	素材生産・ 造林・保育	C	21(15)	4	2		丸森町	○
1-16	新誠木材株式会社	代表取締役 永井 政雄	刈田郡七ヶ宿町字蒲木51 (0224-37-2311)	素材生産	C	19(19)	20			白石市, 角田市, 蔵王 町, 七ヶ宿町, 大河原 町, 村田町, 柴田町, 川 崎町, 丸森町	○
1-17	黒川森林組合	代表理事組合長 佐藤 豊彦	黒川郡大和町落合松坂字直南沢39- 23 (022-345-2203)	素材生産・ 造林・保育	D	38(32)	2		1	富谷市, 大和町, 大郷 町, 大街村	○
1-18	大崎森林組合	代表理事組合長 猪股 榮幸	大崎市岩出山下野目字129番地の1 (0229-72-1412)	素材生産・ 造林・保育	C	19(19)	10	1		大崎市, 加美町, 色 麻町, 涌谷町, 美里 町	○
1-19	鬼首振興株式会社	代表取締役 高橋 峻	大崎市鳴子温泉鬼首字原35 (0229-86-2321)	素材生産・ 造林・保育	D	11(9)	3			大崎市	○
1-20	株式会社松山産 業	代表取締役 只埜 康治	大崎市松山千石字南亀田205-1 (0229-55-4520)	素材生産	A	14(14)	14			大崎市	○
1-21	栗駒高原森林組 合	代表理事組合長 佐藤 則明	栗原市栗駒桜田街道西11-96 (0228-45-3311)	素材生産・ 造林・保育	A	42(42)	11	6	1	栗原市	○
1-22	津山町森林組合	代表理事組合長 高橋 平克	登米市津山町柳津字小麻78 (0225-68-3052)	素材生産・ 造林・保育	B	12(12)	4	1	1	登米市	○
1-23	米川生産森林組 合	組合長理事 及川 光雄	登米市東和町米川字町裏84番地 (0220-45-2049)	素材生産・ 造林・保育	D	5(3)	2			登米市	○

公表番号	商号又は名称	代表者職氏名	主たる事務所の所在地 (連絡先)	業種	グループ	現場作業 職員数	林業機 械の保 有台数	森林施業 プラン ナー数	森林作業 道作設 オペレー ター数	経営管理実施権の設 定を希望する区域	認定事 業主
1-24	株式会社里山 林農元気村	代表取締役 竹内 信男	登米市登米町日野渡日野渡2-1 (0220-23-7411)	素材生産	B	6(6)	3	1	1	県内全市町村	○
1-25	気仙沼市森林組合	代表理事組合長 齋藤 司	気仙沼市赤岩牧沢44番地 (0226-22-2920)	素材生産・ 造林・保育	D	18(18)	3			気仙沼市	○
1-26	本吉町森林組合	代表理事組合長 大江 義郎	気仙沼市本吉町坊の倉8-1 (0226-42-3516)	素材生産・ 造林・保育	C	23(21)	9		2	気仙沼市	○
1-27	南三陸森林組合	代表理事組合長 佐藤 久一郎	本吉郡南三陸町志津川字天王山138- 3 (0226-46-3119)	素材生産・ 造林・保育	A	15(15)	3	1	1	南三陸町	○
1-28	株式会社佐久	代表取締役 佐藤 久一郎	本吉郡南三陸町志津川字五日町51番 地 (0226-46-2037)	素材生産・ 造林・保育	D	4(3)	3		1	石巻市、南三陸町	
1-29	特定非営利活動 法人リアスの森 応援隊	理事長 小野寺 誠	気仙沼市南町1丁目2番6号 (0226-22-7339)	素材生産	D	0(0)	2			気仙沼市	

※素材生産量及び生産性のグループ分類について

A	生産量5,000㎡、主伐10.0㎡/人日、間伐6.0㎡/人日以上（全て達成）
B	生産量5,000㎡、主伐10.0㎡/人日以上
	生産量5,000㎡、間伐6.0㎡/人日以上
C	主伐10.0㎡/人日以上
	間伐6.0㎡/人日以上
	生産量5,000㎡以上
D	未達成（目標設定のみ）

※公表された民間事業者が提出した詳細な情報のうち、様式第1号の1及び2、
経理的な基礎に係る添付書類については宮城県水産林政部林業振興課で閲覧する
ことができます。

公表期間（第1回公表）

令和元年9月30日から令和6年9月29日まで

(参考) 経営管理権集積計画のイメージ

事務の手引 (記載例)

経営管理権集積計画のイメージは以下のとおりです。

経営管理権集積計画 (記載例)

林地台帳、森林簿から転記

印

印

1 個別事項

整理番号	集○	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)	(名称) ●●市長 ●●●●	※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。	(所在地) ●●県●●市●●●●
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	(氏名又は名称) ●●、▲▲、■		(住所又は所在地) ●●県●●市●●●●、▲▲県▲▲市▲▲

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)

番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.60	スギ	65	2019.4.1	20年 (2039.3.31)	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上
3	同上	123	12	18	山林		スギ	30	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上
4	同上	124	12	19	山林	2.55	ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上
5	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上
6	同上	125	12	21	山林	0.62	スギ	41	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上
7	●●市▲▲	210	24	1	山林	1.19	スギ	62	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	同上
8	同上	210	24	2	山林		ヒノキ	50	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照	同上
9	同上	212	24	3	山林		0.97	スギ	25	同上	同上	別添1の②参照	別添2の②参照
10													

森林所有者と協議し決定

(参考) 経営管理実施権配分計画のイメージ

事務の手引 (記載例)

経営管理実施権配分計画のイメージは以下のとおりです。

経営管理実施権配分計画 (記載例)

印

印

1 個別事項

※経営管理の内容に主伐を含める場合は15年を超える期間とする。
※経営管理権の存続期間内で設定する。

(住所又は所在地)
●●県●●市●▲◆
(所在地)
●●県●●市●●●●

整理番号 配○
経営管理実施権の設定を受ける者 (丙) (氏名又は名称) ●●
経営管理実施権を設定する市町村 (乙) (名称) ●●市長 ●●●●

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)

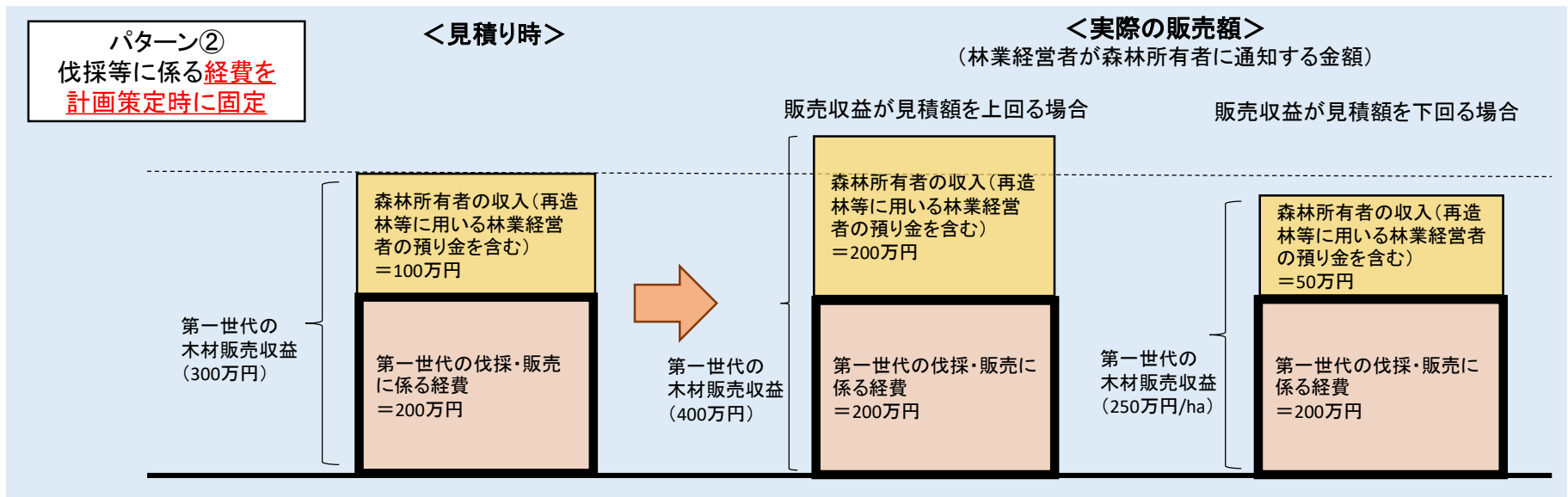
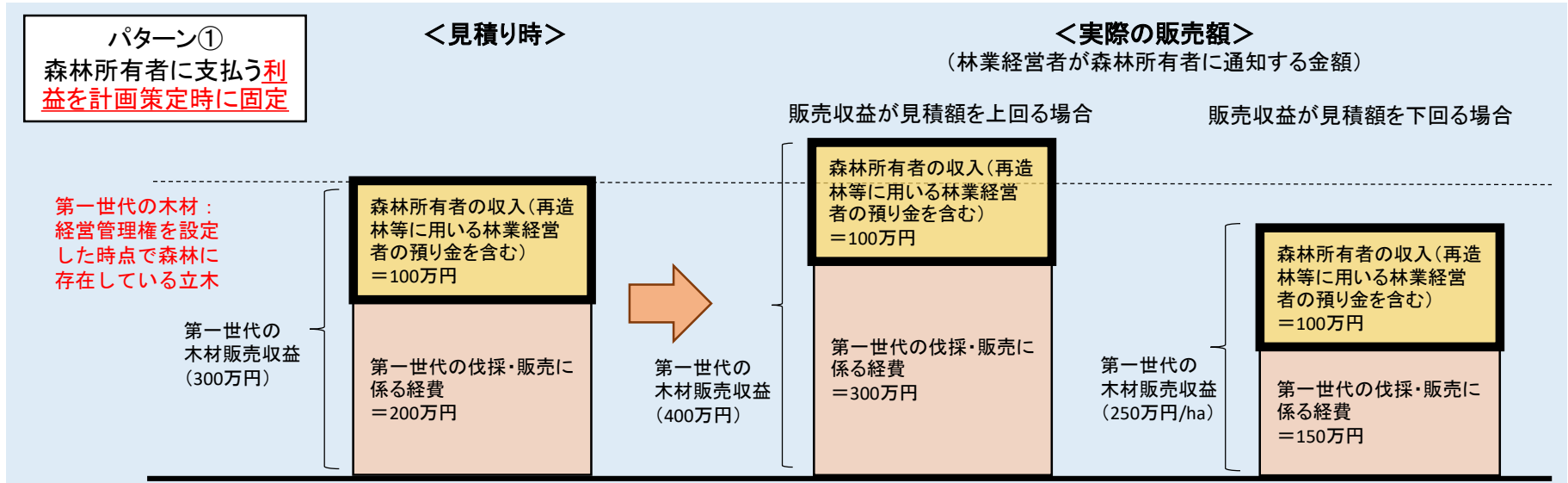
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙に支払われるべき金銭がある場合における当該金銭 (E) の額の算定方法	備考
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	2019. 12. 1	19年 (2038. 11. 30)	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
3	同上	124	12	19	山林		ヒノキ	64	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
4	同上	124	12	20	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の①参照	別添2の①参照	—	集○
5	同上	124	12	22	山林	4.64	スギ	60	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	—	集△
6	同上	124	12	23	山林		スギ	58	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	—	集△
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47	同上	同上	別添1の③参照	別添2の②参照	—	集△
8	同上	125	13	7	山林		スギ	63	同上	同上	別添1の②参照	別添2の①参照	—	集△
9	同上	126	13	8	山林	2.85	スギ	65	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照	—	集◇
10	同上	126	13	10	山林		スギ	51	同上	同上	別添1の④参照	別添2の②参照	—	集◇

※経営管理権集積計画の整理番号を記載

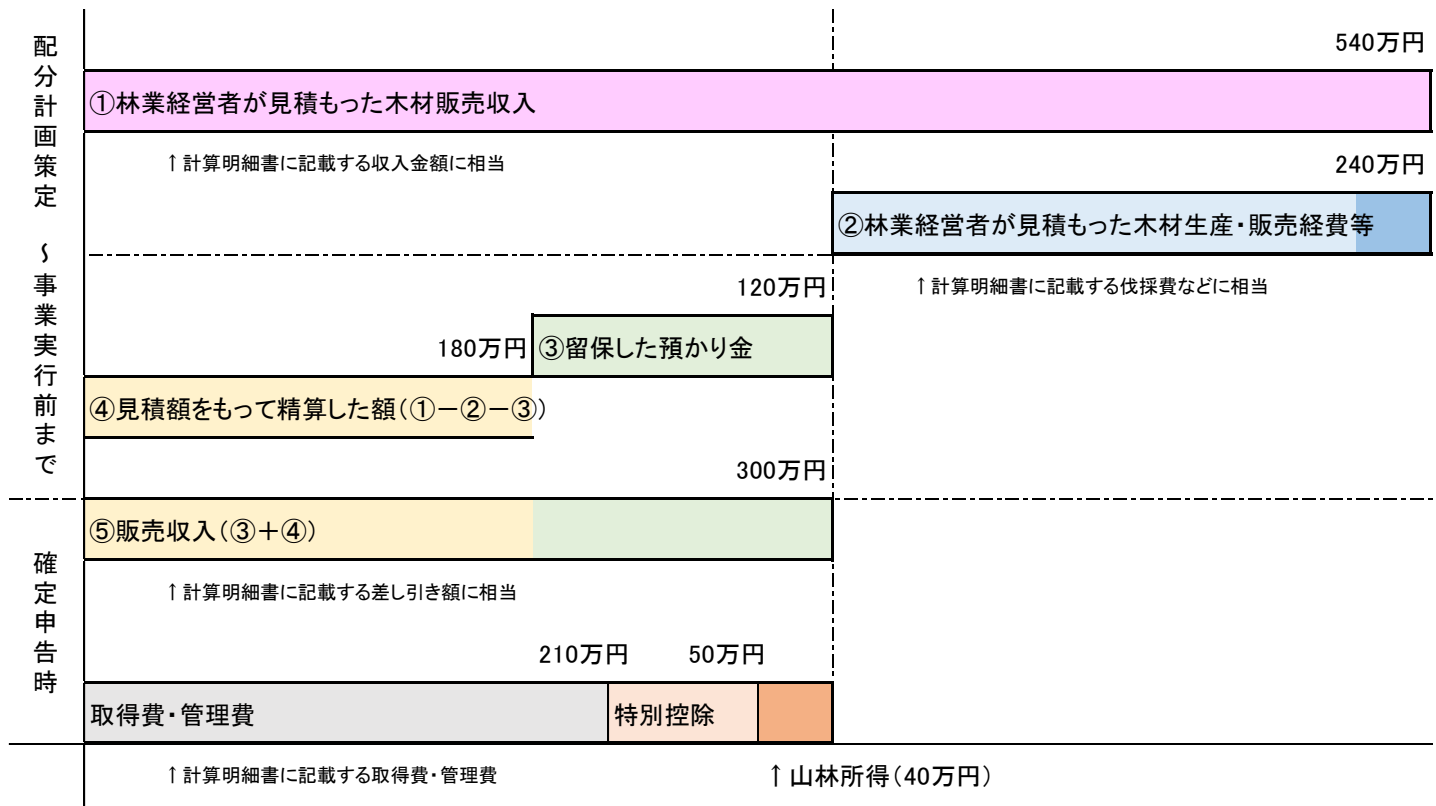
森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法の記載例

	経営管理実施権配分計画における 森林所有者に支払われるべき金銭の額の 算定方法の記載例	メリット	デメリット
<p>パターン① 林業経営者が森林所有者に支払う利益を計画策定時に固定する算定方法 (計画公告時に森林所有者に当該額を支払う)</p>	<p><森林所有者に支払われるべき金銭> ○ 主伐については、木材の販売による収益から経費を控除した利益として、林業経営者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって市町村に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された森林所有者に支払う金銭の見積額をもとに市町村が算定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者は、販売収益の変動にかかわらず一定額の利益を得ることができる。 ・ 林業経営者は、販売収益の増加や経費削減により利益が増える。 ・ 市町村は、パターン②に比べて森林所有者への利益還元の妥当性についてのチェックが容易(山元立木価格を参考にする等)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者は、販売収益が見積額より増加した場合であっても、増加した分の利益を得ることができない(増加分は全て経費として計上されるため経費の内訳が不明瞭となる。) ・ 林業経営者は、販売収益が見積額より低下した場合であっても、森林所有者に一定額を支払うため赤字になる可能性がある。
<p>パターン② 林業経営者が伐採等に係る経費を計画策定時に固定する算定方法 (実際の販売収益が確定後に森林所有者に利益を支払う)</p>	<p><森林所有者に支払われるべき金銭> ○ 主伐については、木材の販売による収益の額から主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽及び保育に係る経費、経営管理に要する経費を控除した額とする。</p> <p>(木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐に係る木材の販売収益は、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。</p> <p>(経費の算定方法) ○ 林業経営者が経営管理実施権の設定を受ける際に、市町村に提示した見積額をもとに、市町村が算定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者は、販売収益が増加した場合、増加した分の利益を得ることができる。 ・ 林業経営者は、販売収益が低下した場合であっても、経費分を優先的に確保できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者は、販売収益が低下した場合、利益が少なくなる。 ・ 林業経営者は、得られる金額の上限が固定されているため、販売収益を増加させるインセンティブが小さい。 ・ 市町村は、林業経営者が適切な材積、価格で販売したか確認する必要がある。

(参考) 主伐において見積額と実際の販売額が異なる場合の取扱い



【参考1】 山林所得の計算方法（見積額で精算した場合）

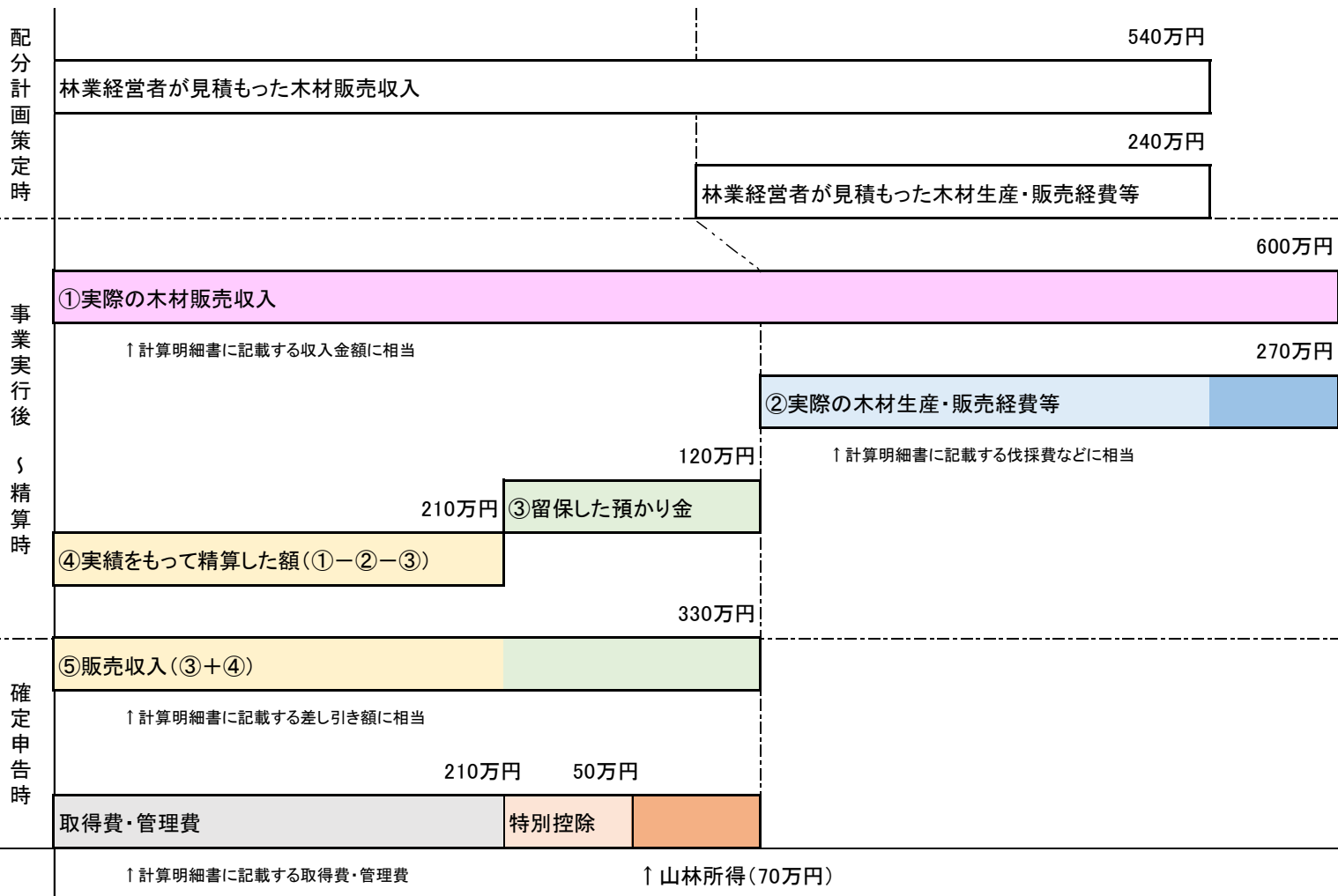


※見積額をもって販売収入とし、確定申告するため、林業経営者が事業実行後に得た実際の収入や実際の経費については知る必要がない(お知らせする必要なし)

配分計画に定めた精算時にお知らせする
(例えば、配分計画公告時など)

	林業経営者の事業収入
	林業経営者の事業経費
	林業経営者の事業利益
	森林所有者に支払う額
	林業経営者が預かる額

【参考2】 山林所得の計算方法（実績で精算する場合）



※実績をもって販売収入を確定し、確定申告するため、林業経営者が実際に得た収入と実際の経費をお知らせする必要があります

配分計画に定めた精算時にお知らせする
(例えば、木材収入確定後など)

	林業経営者の事業収入
	林業経営者の事業経費
	林業経営者の事業利益
	森林所有者に支払う額
	林業経営者が預かる額

経営管理実施権配分計画を公告、縦覧しよう

事務の手引 4-6

経営管理実施権配分計画を公告することで経営管理実施権等が設定されます。公告した経営管理実施権配分計画は担当課の窓口等で縦覧しましょう。

○ 概要

- ・ 経営管理実施権配分計画は公告することで経営管理実施権等が設定（法第37条第2項）
- ・ また、経営管理実施権は公告後に森林所有者となった者にも効力あり（法第37条第3項）
- ・ そのため、経営管理実施権配分計画を定めた場合、経営管理権集積計画と同様、インターネットや市町村の公報で公告し、担当課の窓口で縦覧

○ 作業フロー図

Step

1

経営管理実施権配分計画を公告、縦覧しよう

経営管理実施権配分計画を定めたときは、インターネットや市町村の公報で公告し、市町村の担当課の窓口で縦覧しよう。

公告した経営管理実施権配分計画の写しを林業経営者及び森林所有者に送付しよう。

公告後に森林所有者が変更になった場合 手引4-6-2

☆ ポイント

計画を公告・縦覧する際、個人情報保護の関係から森林所有者の氏名等は黒塗りにするなど配慮しよう。

(参考) 経営管理実施権配分計画の公告、縦覧

経営管理実施権配分計画を縦覧する際は、**個人情報保護**の関係に留意する必要があります。

公告することで民間事業者に経営管理実施権が設定されます

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									Aの森林所有者 (甲)		丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	丙が乙にEを支払うべき時期	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
1	●●市●●	123	12	16	山林	1.25	スギ	65	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	-	集○
2	同上	123	12	17	山林		スギ	55				-	集○
3	同上	124	12	19	山林	4.64	ヒノキ	64				-	集○
4	同上	124	12	20	山林		スギ	58				-	集○
5	同上	124	12	22	山林		スギ	60				-	集△
6	同上	124	12	23	山林		スギ	58				-	集△
7	同上	125	13	4	山林	2.43	ヒノキ	47				-	集△
8	同上	125	13	7	山林		スギ	63				-	集△
9	同上	126	13	8	山林	2.85	スギ	65				-	集◇
10	同上	126	13	10	山林		スギ	51				-	集◇

この計画に同意する。
 権利の設定を受ける者 (丙)

 権利の設定をする市町村 (乙)

住所 (同上) ●●

印
 印

経営管理実施権配分計画を公告・縦覧する場合、森林所有者の氏名や住所、支払の相手方等、個人情報の保護の観点から公表することが望ましくない部分については黒塗りにしましょう。

林業経営者から報告を求め指導しよう

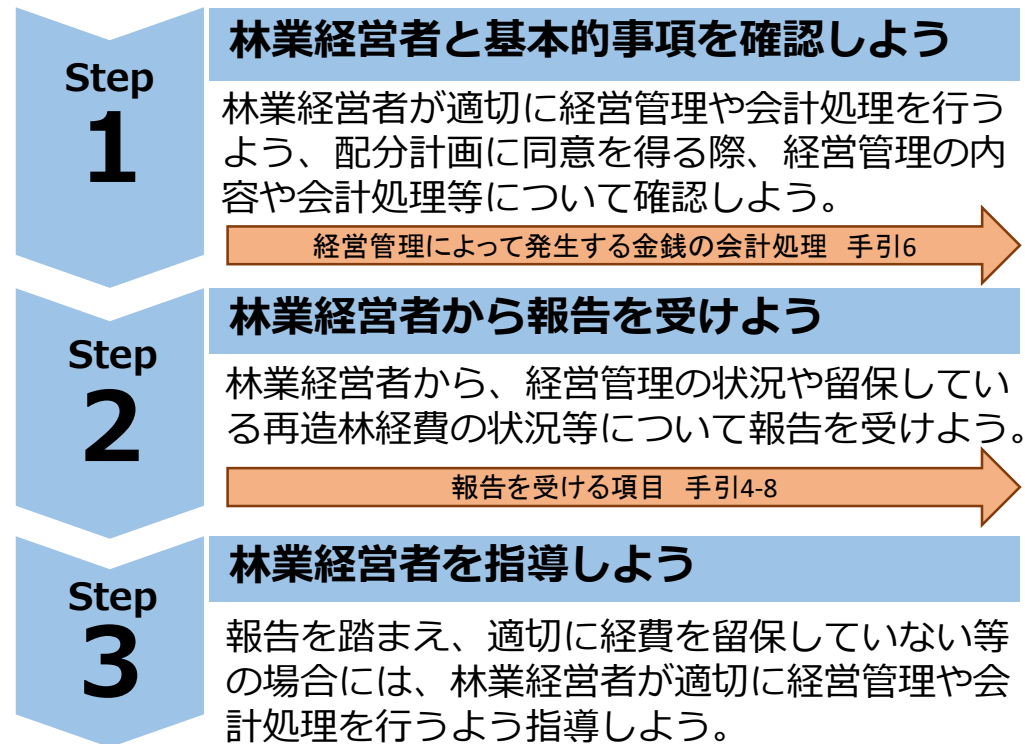
事務の手引 4-7・8

経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（林業経営者）が経営管理実施権配分計画に基づいて着実に経営管理を実施し、適切な会計処理を行うよう指導するとともに経営管理の状況等に関して報告を受け、経営管理が確保されるようにしよう。

○ 概要

- ・ 経営管理実施権を設定した森林について、市町村は経営管理権を有しているため、民間事業者に再委託した場合も経営管理を確保するよう努める必要あり
- ・ そのため、経営管理実施権を設定した民間事業者（林業経営者）から経営管理の状況等について報告を受け、報告を踏まえて指導することで経営管理を確保

○ 作業フロー図



☆ ポイント

報告の内容から、経営管理実施権を設定した民間事業者が経営管理を適切に行っていない場合、まずは経営管理が確保されるよう指導しましょう。それでもなお経営管理が確保されないと判断した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消して、新たな民間事業者へ経営管理実施権を設定すること等も検討しよう。

(参考) 情報・書類を整理・保管しよう

事務手続を進める中で得た書類は、権利義務に係る書類や、今後の意向調査等の参考となる書類なので一定期間保管しよう。

事項	事務の手引の関連項目	最低限の保管期間	整理・保管するもの
意向調査の回答	2-3-7	15年 (設定した経営管理権等の存続期間が15年を超える場合は、その存続期間)	回答原本
集積計画の作成に係る申出書	2-4-1		申出書原本
申出森林において集積計画を作成しない旨の通知書 (※通知した場合のみ)	2-4-2		通知書の写し
意向調査又は申出により集積計画作成の希望があったにもかかわらず、作成しないこととした森林の情報	2-3-7 2-4-2		別記様式 8
集積計画	2-6-1	経営管理権の存続期間	計画原本
森林所有者が計画内容について市町村から説明を受けたこと等に関する確認書	2-5-3		確認書原本
民間事業者からの企画提案書	4-4-1	5年 (企画提案書に基づき設定した経営管理実施権の存続期間が5年を超える場合は、その存続期間)	企画提案書原本
配分計画	4-6-1	経営管理実施権の存続期間	経営管理実施権の存続期間
集積計画、配分計画に記載された森林所有者の変更に関する情報等	2-8-1 4-10-3	経営管理権等の存続期間	別記様式 8 又は別記様式21

☆ ポイント

各市町村で定める公文書管理に関する条例において、上記の保管期間以上の期間が定められている場合は、最低限、条例に定められた期間以上は保管する必要があります。

「森林経営管理制度」権利関係キーワード

【キーワード】 委託・管理権， 再委託・実施権， 利益・受益権

集積計画対象森林	森林所有者	市 町 村	民間事業者
私有林	〔意向・現況調査等より〕 委託 →	◇ 経営管理権集積計画	
		【 経営管理権 】	
不採算森林		〔森林環境譲与税使途〕	・ 森林施業等の請負
		・ 市町村森林経営管理事業 →	
採算森林		◇ 経営管理実施権配分計画	
		再委託 →	
利益等	【 経営管理受益権 】 ←	【 経営管理受益権 】	・ 収支見積（収益・経費等）
		← ← ← ← ←	← 利益

キーワード	定義等	参考
経営管理権	森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利をいう。	森林経営管理法第2条第4項
経営管理実施権	森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利をいう。	森林経営管理法第2条第5項
経営管理受益権	市町村は、経営管理権集積計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。 その公告があった経営管理権集積計画の定めるところにより、森林所有者に金銭の支払を受ける権利が、設定される。	森林経営管理法第7条第2項

条件不利森林等を判断するための参考フロー

森林環境譲与税を財源として充てる市町村が実施する森林整備等については、「自然的条件が悪く、採算ベースに乗らない森林」としており、そのうち市町村に管理を委託された私有林が対象とされています。

そのため、森林環境譲与税を活用した間伐等の森林整備を行うに当たり、対象とする森林が、**自然的条件に照らして林業経営に適さない森林、すなわち「条件不利森林」**に該当するかどうかについて判断する必要があります。

